


東京都市計画地区計画 北町二丁目西部地区地区計画 総括図 (練馬区決定)



変更箇所

用途地域図の記号

用途地域 → 敷地面積の
準住: 75
60/300
30m③低 → 容積率(%)
5-3 → 最低限度高度地区(7m)
日影規制(時間) → 日影規制(時間)
→ 敷地面積から10mを超える範囲の制限時間
敷地面積から5mを超える10m以下の範囲の制限時間

※用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域 (特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

■ ■ ■ ■	防火地域
■ ■ ■ ■	準防火地域
■ ■ ■ ■	防火指定なし

風致地区

■ ■ ■ ■	風致地区
---------	------

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画指図係(都庁第二本庁舎21階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線・路線式の指定(帯状に道路側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

